



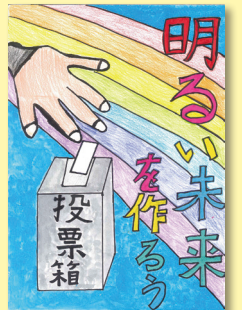
衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

貴重な一票を大切に必ず投票しましょう

投票日 10月31日(日) 午前7時～午後8時

公示日 10月19日(火)

▶選挙管理委員会事務局 ☎042-420-2801



令和3年度明るい選挙ポスターコンクール出展作品
西東京市立上向台小学校5年生の作品

投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

選挙管理委員会では、皆さんが安心して投票できるよう、投票所内での感染・まん延防止対策に取り組んだうえで選挙を実施します。投票所にお越しになる際は、皆さんもご自身の予防対策をしていただいたうえで、投票をお願いします。

□選挙管理委員会が行う感染症対策

- 投票所にアルコール消毒液を設置します。
- 投票所の受付では飛まつ防止のための透明な仕切りを設置します。
- 事務従事者などはマスクおよびプラスチック手袋を着用します。
- 定期的に投票所の換気を行います。
- 定期的に記載台などの備品の消毒を行います。

□有権者の皆さんにお願いする感染症対策

- 持参した鉛筆(シャープペンシルを含む)などを使用することができます。 ※ボールペン(特に水性)などはインクがにじむ可能性があるため、推奨しません。
- マスクを着用し咳エチケット・来場前後の手洗い・消毒にご協力ください。
- 周りの方との距離を保つようにお願いします。
- 投票日当日の投票所の混雑緩和のため、期日前投票もご利用ください。

西東京市で投票できる方

次のいずれにも該当する方

- ①平成15年11月1日以前に生まれた方
- ②令和3年7月18日以前に本市に転入届け出などを行っている方
- ③引き続き3カ月以上本市に住民登録がある方

最近住所を移した方

	今の住所の投票所	前の住所の投票所
市内で転居	10月6日以前に転居届け出をした方	○
	10月7日以降に転居届け出をした方	○
本市に転入	7月18日以前に転入届け出をし、引き続き本市に住民登録がある方	○ (西東京市)
	7月19日以降に転入届け出をし、前住所の市区町村で選挙人名簿に登録されている方	○
本市から転出	7月18日以前に新住所地で転入届け出をした方で、新住所の市区町村に引き続き3カ月以上住民登録がある方	○ (新住所地)
	上記以外の方で、転出前に引き続き3カ月以上本市に住民登録のあった方 ※転出先の市区町村で選挙人名簿に登録されていない場合に限りです。 ※転出後4カ月を経過すると本市では投票できません。	○ (西東京市)

投票所入場整理券

各世帯宛てに、封書でお送りします。

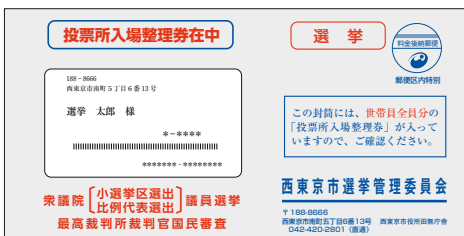
◆届いている場合

ご自分の入場整理券をお持ちになり、投票所へお越しください。

◆届いていない場合

選挙人名簿に登録されていることが確認できれば、期日前および当日の投票ができますので、係員にお申し出ください。

※投票日当日に入場整理券をお持ちにならなかった場合は、投票所で再発行しますので係員にお申し出ください。その際、保険証、運転免許証などをお持ちいただくと手続きがスムーズです。



(封筒)

投票所の変更

第20投票区の投票所は、保谷庁舎1階から防災・保谷保健福祉総合センター1階に変更となっています。投票所入場整理券をご確認のうえ、お間違えのないようお越しください。

期日前投票

投票日当日に仕事・旅行・病気などの事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

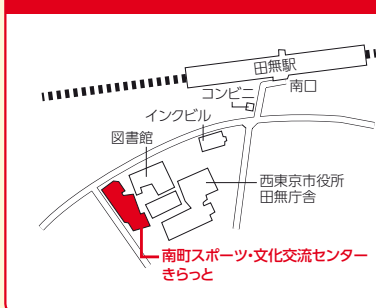
期日前投票所の変更

前回までの開設場所から変更しているため、お間違えのないようお越しください。

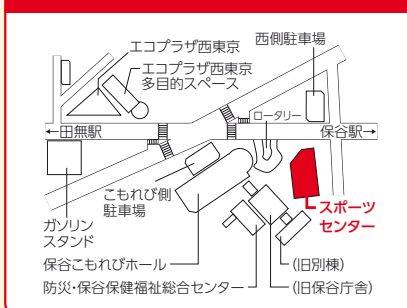
《前回》田無庁舎 → 《今回》南町スポーツ・文化交流センターきらっと1階ラウンジ
《前回》エコプラザ西東京 → 《今回》スポーツセンター1階ラウンジ

10月20日(水)～30日(土) 午前8時30分～午後8時

南町スポーツ・文化交流センター きらっと 1階ラウンジ



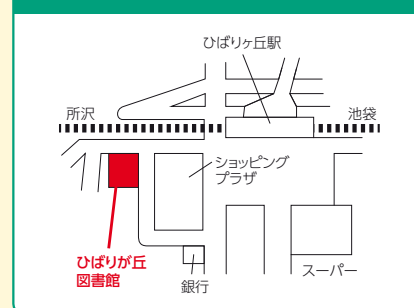
スポーツセンター 1階ラウンジ



投票日の直前3日間
投票できます

10月28日(木)～30日(土)
午前8時30分～午後8時

ひばりが丘図書館 講座室



※期日前投票では、宣誓書兼請求書の記入が必要です。入場整理券が届いている場合は、裏面の必要事項を記入し、ご持参ください(投票日当日に投票所で投票する場合は記入不要)。
※選挙人名簿に登録されていれば、入場整理券がなくても投票できます。
※いずれの期日前投票所でも投票できます。ただし、投票日当日は、各世帯宛てに封書でお送りする「投票所入場整理券」に記載している投票所でのみ投票ができませんのでご注意ください。

投票の方法と順番

今回は、3種類の投票を行います。

①小選挙区選出議員選挙

(定数 東京都第19区(西東京市・小平市・国分寺市)で1人)
投票所受付で入場整理券を渡して投票用紙を受け取り、候補者1人の氏名をはっきりと書いて投票箱に投函してください。

②比例代表選出議員選挙(定数 東京都で17人)

③最高裁判所裁判官国民審査

- ②と③はそれぞれの投票用紙を同時に渡します。
- ②は政党などの名称または略称を1つだけ書いてください。
- ③は裁判官の氏名が印刷されていますので、辞めさせたい裁判官がいる場合は、氏名上の空欄に×印を書いてください。
- ②と③は記入後それぞれの投票箱に投函してください。

無効票とならないために

- 氏名(小選挙区選出)、政党名(比例代表選出)のみを書く
2人(2つ)以上書いたり関係ないことを書いたりすると無効となります。
- 書き間違えたときは訂正を
間違えた部分を二本線で消して、横に正しく書き直してください。

体が不自由な方

- 投票用紙への記入が困難な方は代理投票(係員による代筆)ができます。その際は、係員が投票する方の意思確認をします。ご不安な方は、事前にご相談ください。
- 目の不自由な方は点字投票ができます。
- 各投票所には、車いす・拡大鏡・老眼鏡・文鎮などを用意しています。
いずれも、希望する方は投票所の係員にお申し出ください。



在外選挙人証を交付されている方

在外選挙人は、投票日当日は田無庁舎、期日前投票期間は南町スポーツ・文化交流センターきらっとでのみ投票できます。
在外選挙人が投票する際は、必ず在外選挙人証の提示が必要です。

選挙公報

候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します。なお、選挙公報は東京都選挙管理委員会にも公開される予定です。

開票の日時・場所

開票は投票日当日の午後9時からスポーツセンター第1体育室で行います。本市の選挙人名簿に登録されている方は、参観できます。受付で参観受付票に記入してください。

投票・開票速報

投票日当日、市HPで投票・開票の速報を行います。投票速報は午前8時15分ごろから1時間ごと、開票速報は午後9時45分ごろから30分ごとの予定です。

18歳未満の方の投票所への入場

投票者に同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所へ入場できます。ただし、同伴する子どもは、投票用紙への記入および投票箱への投函はできません。投票所内で騒ぐなど、投票管理者が投票所の秩序が損なわれると判断したときは、入場をお断りする場合があります。

お願い

当日、投票所への車での来場はご遠慮ください。お体が不自由な場合などで車を使用する方は、期日前投票(ひばりが丘図書館を除く)をご利用ください。投票所へのペット(補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除く)を連れての来場はご遠慮ください。

不在者投票

市外滞在や入院などで投票所に行けない時は、不在者投票をご利用ください。

滞在地での不在者投票

仕事・旅行などで市外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会ですべての投票ができます。
手続にはお時間がかかりますので、お早めに請求してください。

有権者

- ①不在者投票用紙の請求(郵送または持参)
※請求用紙は、最寄りの市区町村の選挙管理委員会または市HPで配布
※公示日前でも請求できます。

西東京市選挙管理委員会

- ②希望送付先へ不在者投票用紙など一式を簡易書留速達にて送付

有権者

- ③滞在地の選挙管理委員会が指定する場所へ、投票用紙など一式を未開封のまま持参して投票
※不在者投票を行う場所や日時は、滞在地の選挙管理委員会により異なりますので、あらかじめ当該委員会にご確認ください。

滞在地の市区町村の選挙管理委員会など

- ④投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会が西東京市選挙管理委員会へ送致します。

病院や老人ホームなどでの不在者投票

不在者投票できる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。希望する方は、お早めに施設の担当者にお申し出ください。

市内の不在者投票指定施設

- 指定病院^{など}(11カ所)
佐々総合病院・山田病院・田無病院・田無病院介護医療院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・武蔵野徳洲会病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・武蔵野徳洲苑・葵の園ひばりが丘
- 指定老人ホーム(14カ所)
健光園・フローラ田無・クレイン・サンメール尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・保谷苑・めぐみ園・ベストライフ西東京・グリーンロード・ボンセジュール保谷・ベストライフ西東京松の木・福寿園ひばりが丘
※入院・入所している施設が市外の場合は、施設に直接ご確認ください。

郵便等による不在者投票(障害などのある方)

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、次の表のいずれかに該当し「郵便等投票証明書」の交付を受けている方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方の、投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(10月27日(水))までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

代理記載制度

郵便等投票ができる方のうち、次の表のいずれかに該当し、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ西東京市選挙管理委員会に届け出た方に代理記載をしてもらうことができます。

区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている方で、一定の要件に該当する方は、「特例郵便等投票」ができます。

対象となる方

- 衆議院議員選挙の有権者で以下に該当する方
- ①感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方、または検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方
- ②外出自粛要請などの期間が、請求時に10月20日(水)～31日(日)の間にかかると見込まれる方
- ※投票用紙などの請求期限は、投票日の4日前(10月27日(水))までです。詳細は西東京市選挙管理委員会にお早めにお問い合わせください。